

(趣旨)

第1条 離島・過疎地域におけるEV導入推進事業補助金（以下「本補助金」という。）は、県内の離島・過疎地域を運行する電気自動車及びプラグインハイブリッド車（以下「電気自動車等」という。）の導入を推進するため予算の定めるところにより、交付するものとする。その交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 離島・過疎地域

次の各号に該当する市町村で、別表1に掲げるとおりとする。

ア 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号及び同法施行令（平成14年政令第102号）第1条の規定に基づき指定された離島

イ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づき公示された市町村（一部区域）及び同法施行令（令和3年政令第137号）に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村

(2) 電気自動車

搭載された電池（燃料電池を除く。）によって、駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない四輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定により自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）、又は第一種原動機付自転車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条第2項に規定されたものであって、道路交通法施行規則附則（昭和59年9月10日総理府令第46号）により定める「ミニカー」に限る。）をいう。検査済自動車にあっては、電動機が鉛電池によって駆動されるもの、道路運送車両法施行規則第2条に規定する大型特殊自動車（自動車抵当法（昭和26年法律第187号）第2条ただし書に規定する大型特殊自動車を含む。以下同じ。）、小型特殊自動車及び乗車定員11人以上の車両を除く。

(3) プラグインハイブリッド車

電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な四輪以上の検査済自動車をいう。

ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるもの、道路運送車両法施行規則第2条に規定する大型特殊自動車、小型特殊自動車及び乗車定員11人以上の車両を除く。

(4) 充電設備

電気自動車等に充電するための設備であって、次に掲げるとおりとする。

ア 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの。

イ 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの。

ウ 充電用コンセント 電気自動車等に付属する充電ケーブルを接続する電気自動車等専用プラグ差込口をいう。

エ 充電用コンセントスタンド 前号の充電用コンセントを装備する盤上又は筒状の筐体をいう。

(5) V2H (Vehicle to Home)

電気自動車等に搭載された電池から電力の取り出し及び電気自動車等に充電する装置で、電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドライン」に基づく検定 (CHAdeMO V2H protocol認証) に合格しているものをいう。

(6) リース契約

契約の名称にかかわらず、電気自動車等、充電設備及びV2Hの貸主が、当該車両又は機器の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該車両又は機器を使用収益する権利を与え、借主は、当該車両又は機器の使用料を貸主に支払う契約であって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているもの。

(7) リース事業者

リース契約に基づき、前号の車両又は機器を借主に貸し渡すことを業とする者。

(8) クレジット契約等

割賦、ローン、クレジットによる支払いの契約をいう。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とし、かつ別表2に定める申請要件を全て満たす者とする。

(1) 申請日において、離島・過疎地域に日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に規定された事業所等を有している個人事業主又は法人。ただし、国、地方公共団体、地方公営企業及び独立行政法人を除く。

(2) 申請日において、離島・過疎地域に住民登録をしている個人。

(補助対象の要件)

第4条 本補助金の交付対象となる電気自動車等、充電設備及びV2Hは別表3に掲げる要件を満たすものとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は別表4に掲げる経費及び費用とし、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税を除いたものとする。また、本体価格にかかる値引き等がある場合は、それを差し引いた金額とする。

2 前項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請及び受理)

第6条 補助対象者が本補助金の交付を受けようとするときは、離島・過疎地域におけるEV導入推進事業補助金実施要領（以下「実施要領」という。）で定める日までに、補助金交付申請書（第1号様式）に別表5に掲げる書類を添えて、知事に電子メール又は郵送により提出（郵送の場合は当日消印有効）しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を実施要領で定める方法により受理するものとし、受理した申請に係る本補助金の交付額の合計が実施要領で定める予算額を超えることが見込まれる日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。

3 前項の規定にかかわらず、予算超過日において複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る補助金の交付額の合計が実施要領に定める予算を超えない範囲で受理するものとする。

(交付決定通知)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書を受理した場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定を行うものとし、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、本補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、補助金交付申請取下届出書（第3号様式）を、知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 交付決定者は、第7条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた後に当該通知のもととなった交付申請の内容を変更（全部又は一部の承継、中止又は廃止を含む）しようとするときには、あらかじめ計画変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告)

第10条 充電設備もしくはV2Hに係る交付決定者は、申請に係る機器又は設備の設置後、実績報告書（第5号様式。以下「報告書」という。）に別表第6に掲げる書類を添付し、設置が完了した日から1か月以内又は補助金の交付決定があった年度の3月15日のうちいずれか早い日までに知事に電子メール又は郵送により提出（郵送の場合は当日消印有効）しなければならない。

ただし、電気自動車等の購入に合わせて既に充電設備もしくはV2Hを設置している場合は、第6条の規定に基づく交付申請と併せて実績報告を行うことも可能とする。

(補助金の額の確定通知)

第11条 知事は、電気自動車等に係る補助金の交付申請があり、第7条の交付の決定をしたときは、併せて第5条第1項に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第6号様式）を交付決定者に通知する。

2 知事は、充電設備又はV2Hに係る前条の報告書の提出があり、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第6号様式）を交付決定者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第12条 交付決定者は、前条による補助金の額の確定通知を受けたときは、補助金支払請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、交付決定者から前項の規定による請求を受けたときは、当該補助金を交付決定者に交付するものとする。

(財産の処分等の制限)

第13条 交付決定者は、本補助金の交付を受けて取得した電気自動車等、充電設備及びV2H（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って使用しなければならない。

2 交付決定者は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省

令第15号)に定める耐用年数等を勘案して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、廃棄、担保に供すること又は使用の本拠が離島・過疎地域ではなくなる(以下「財産処分等」という。)を制限する。

(1) 電気自動車等 財産取得後4年間

(2) 充電設備及びV2H 財産取得後5年間

3 交付決定者は、財産処分等を行うときは、あらかじめ財産処分等承認申請書(第8号様式)に本人確認書類の写しを添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、財産処分等制限期間を経過した場合は、この限りではない。

4 リースの場合、交付決定者が補助対象車両の処分等制限期間にリース契約を解除しようとする時は、あらかじめ財産処分等承認申請書(第8号様式)に本人確認書類の写しを添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

5 知事は、第3項又は第4項の申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めたときは、財産処分等の承認を決定するとともに、財産処分等承認通知書により、当該補助対象者に対してその旨を通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 知事は、次の各号に該当するときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令又は本要綱の規定又はこれらに基づく処分等若しくは指示に違反した場合。

(2) 偽りその他不正な方法により本補助金を受給した場合。

2 知事は、前項に基づき交付決定を取消したときには、速やかにその決定の内容を補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 知事は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

なお、本規定による返還の額の算定は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号に規定による返還額の算定は、次のとおりとする。

処分制限期間に対して、違反を行った日から処分制限期間の満了日までの月数(1ヵ月未満は切り捨て)の割合に相当する補助金額

(2) 前条第1項第2号の規定による返還額は全額とする。

2 知事は、交付決定者が第13条第5項の規定による承認を受けて財産処分等をしたときは、次項に定める方法により算定した額を返還させることができる。

ただし、その財産処分等が本人の責めに帰さない事由によるものとして次の各号に該当するときは、知事は補助金の返還を求めないものとする。

(1) 災害、事故等により車両修理費が時価額(同一の車種・年式・型、同程度の使用状態・走行距離等の自動車の中古車市場において取得しうるに要する価額)を上回ったことにより、財産処分した場合

(2) その他知事が特に認める場合

3 前項の規定による返還の額の算定は、次のとおりとする。

処分制限期間に対して、財産処分等を行った日から財産処分制限期間の満了日までの月数(1ヵ月未満は切り捨て)の割合に相当する補助金額

4 第1項及び第3項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

5 知事は、第1項及び2項の規定に基づき補助金の返還を命じるときは、次に掲げる事項を、速やかに交付決定者に通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 延滞金に関する事項
- (3) 納期日（返還を命じた日から20日以内）

（加算金及び延滞金）

第16条 交付決定者は、第14条第1項の規定による取消しに関し、本補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る本補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付決定者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 交付決定者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 第1項又は前項の規定に定める加算金又は延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（補助金の経理）

第17条 交付決定者は、補助事業及び経費の収支に関する状況を明らかにするために必要な帳簿並びに証拠書類を備え、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（調査等）

第18条 知事は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告を求め、立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 交付決定者は、前項の規定による報告の徴収、立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

（指導・助言）

第19条 知事は、本事業の適切な執行のため、交付決定者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

（その他必要な事項）

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年7月3日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条から第18条までの規定について、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1（第 2 条関係）

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号及び同法施行令（平成14年政令第102号）第1条の規定に基づき指定された離島（有人離島）

圏域	市町村名	島名
北部圏域	伊平屋村	伊平屋島、野甫島
	伊是名村	伊是名島
	伊江村	伊江島
	本部町	水納島
中南部圏域	うるま市	津堅島
	南城市	久高島
	粟国村	粟国島
	渡名喜村	渡名喜島
	座間味村	座間味島、阿嘉島、慶留間島
	渡嘉敷村	渡嘉敷島
	久米島町	久米島、奥武島、オーハ島
	北大東村	北大東島
	南大東村	南大東島
宮古圏域	宮古島市	宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島
	多良間村	多良間島、水納島
八重山圏域	石垣市	石垣島
	竹富町	竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島（上地）、新城島（下地）、波照間島、嘉弥真島
	与那国町	与那国島

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第19号）に基づき公示された過疎市町村

圏域	市町村名
北部圏域	国頭村、大宜味村、東村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中南部圏域	南城市（旧知念村区域）粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、久米島町、南大東村、北大東村(注)
宮古圏域	宮古島市、多良間村
八重山圏域	竹富町（注）、与那国町

（注）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村

別表 2（第 3 条関係）申請要件

次の要件を全て満たすこと。
1 共通事項
(1) 補助対象者が、交付決定時に県税に係る徴収金（県税及び延滞金等）に滞納がないこと。
(2) 補助対象者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当しないこと。
(3) 購入の場合、補助対象車両は、代金の支払いが現金で完了しているか、又は全額支払いの手続き（注）が完了していること。ただし、支払いの手続きには、手形による支払いを除く。
(4) リース契約の場合、リース期間は処分等制限期間以上であること。

- (5) リース契約の場合、補助対象者はリース使用者であること。
- (6) 一つの年度に申請する電気自動車等の台数及び充電設備又はV2Hの設置基数は、補助対象者（リース契約の場合はリースを受けるリース使用者）につき電気自動車等1台、充電設備又はV2Hのうちどちらか1基であること。

2 電気自動車等

- (1) 電気自動車等を購入する場合、補助対象者は、補助対象車両の自動車検査証上の使用者であり、使用の本拠の位置が離島・過疎地域であること。ただし、所有権留保付ローンによる購入の場合は、自動車検査証上の所有者が自動車会社又はローン会社等であること。
- (2) リース契約の場合、自動車検査証上の所有者はリース事業者、補助対象者は使用者であり、使用の本拠の位置が離島・過疎地域であること。
また、法人等による申請及び法人等が申請車両のリース使用者である場合に限り、当該法人等の役員又は従業員が、申請車両の管理責任者として自動車保管場所証明書を取得したことによって自動車検査証上の使用者となっている場合も申請を認める。
- (3) 自動車を販売する業を営む法人が補助対象者となる車両の場合は、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと。

3 充電設備及びV2H

- (1) 補助対象者が充電設備又はV2Hを設置する土地及び建物の所有者であること。所有者ではない場合、所有者から土地又は建物等の使用及び充電設備を設置し使用することの許諾を取り、それを証する書類の提出が可能であること。
ただし、リース契約により充電設備を設置する場合、リース契約者である充電設備の使用が土地及び建物の所有者である場合は、使用の許諾を証する書類の提出を求めない。
 - (2) 申請に係る充電設備及びV2Hは、電気自動車等の購入又はリース契約と同時に電気自動車等の使用の本拠の位置に設置されるものであること。
- (注)「全額支払いの手続きの完了」とは、割賦、ローン、クレジット等の支払方式を利用することにより、代金全額の支払い方法が合意済みであることを証明できることをいう。

別表3（第4条関係）

電気自動車等、充電設備、V2Hの要件

事業の内容	電気自動車等	充電設備・V2H
要件	1 使用の本拠が離島・過疎地域であること。 2 自動車検査証の初度登録年月日が、交付決定を受ける年度内であること。ただし、中古の輸入車の初度登録を除く。	1 電気自動車等に併せて購入・設置したもの。 2 購入した電気自動車等の使用の本拠の位置に設置したものであること。 3 充電設備は、国のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金における「補助対象充電設備型式一覧表」に示された同一の型式であること。 4 V2Hは、国のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金における「補助対象V2H充放電設備一覧」に示された同一の型式であること。

別表 4（第 5 条関係）

補助金対象経費及び補助金交付額

	電気自動車等	充電設備	V 2 H
補助対象経費	車両本体価格（税抜）	充電設備の本体価格（税抜）	V 2 Hの本体価格（税抜）
補助金交付額（上限）	150千円 ただし、車両本体価格を上限とする。	50千円 ただし、充電設備本体価格を上限とする。	150千円 ただしV 2 H本体価格を上限とする。
	250千円 ただし、車両本体価格を上限とし、県内で車両本体を製造する電気自動車等に限る		

（注）1 消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

（注）2 本体価格にかかる値引き等がある場合は、それを差し引いた金額とする。

（注）3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表 5（第 6 条関係）

補助金交付対象申請時に必要な添付書類

1 電気自動車等

- (1) 沖縄県税について未納がないことの証明書の写し（発行から 3 か月以内のもの）
- (2) 補助対象者を確認する書類
 - ア 補助対象者が法人の場合は、全部事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）の写し（発行から 3 か月以内のもの）
 - イ 補助対象者が個人の場合は、本人確認書類（自動車運転免許証、健康保険証又は住民票、マイナンバーカード（氏名、顔写真、住所等が記載された表面のみ）等）の写し
- (3) 補助対象車両及び車両代金の支払い及び使用の本拠を確認できる書類
 - ア 自動車検査証記録事項の写し
 - イ 車両代金支払証憑の写し（注）
 - ウ リース車両については、リース契約書（自動車賃貸借契約書）の写し
- (4) リース車両の場合は、貸与料金の算定根拠明細書（第 9 号様式）
- (5) クレジット契約等により自動車検査証上の所有者と使用者が異なる場合は、使用者が契約者である自動車損害賠償責任保険証明書（これらが無い場合は、補助金の補助対象者と当該車両の使用者が一致することを証する書面）の写し
- (6) 法人による申請及び法人が当該車両のリースを受ける者である場合で、自動車検査証上の使用者が当該法人の役員又は従業員となる場合にあっては次の書面
 - ア 車両を適正に管理・使用することに関する関係者連名の確認書（第 10 号様式）
 - イ 法人と自動車検査証上の使用者の関係が分かる書類（在職証明書）（第 11 号、12 号様式）
- (7) その他必要に応じて知事が定めるもの

2 充電設備、V 2 H

- (1) 充電設備又はV 2 H設置に係る工事・売買契約書類又は見積書等の写し

リース契約の場合、リース契約書（賃貸借契約書）の写し及び貸与料金の算定根拠明細書（第9号様式）

(2) 充電設備又はV2H経費内訳明細書（(1)に記載がある場合は省略可）

（明細書作成日・設置場所・メーカー名・型式・本体価格・設置基数の記載があるもの）

(3) 充電設備又はV2Hの仕様が分かる書類（カタログの写し等）

(4) 設置場所見取図等（設置場所がわかる資料）及び位置図

(5) 充電設備を設置する土地・建物の所有者を証する書類（登記簿等）、土地・建物の所有者が、補助対象者又はリース契約の場合の使用者と異なる者である場合は、土地・建物の使用及び充電設備の設置についての許諾があることを証する書類

(6) その他必要に応じて知事が定めるもの

（注）支払証憑には、申請者宛ての領収証（購入者が受領したものの写し）、又は銀行振込み等で領収証の無いものについては、銀行発行の振込証明書（写し）（銀行の受付印のある振込金受取書、もしくは電子取引の取引完了画面の写し等）等が該当する。

なお、支払証憑を補完する書類として次のものが必要となる場合がある。

- ・支払証憑の記載金額が、電気自動車等、充電設備又はV2H本体の支払額が分かる内訳明細表。
- ・申請者が代金の支払いのためクレジット契約等を利用した場合は、販売会社からクレジット会社等に宛てた領収証の写し。当該領収証には、補助対象者名と当該車両代金の支払い分であることが明記されていること。または販売店と補助対象者で締結された今後全額支払いすることが明記されている契約書等。

別表6（第10条関係）

実績報告書に添付すべき書類

1 補助金交付決定通知書（第2号様式）の写し

2 充電設備又はV2H代金及び設置工事代金の支払証憑（注）の写し

3 充電設備又はV2Hのメーカーが発行する保証書等又はメーカーが認めた第三者が発行する保証書等の写し（保証書には、保証期間・型式が記載されていること。）

4 工事要部写真（施工後において、遠景・近景各1枚以上）

5 その他必要に応じて知事が定めるもの

（注）支払証憑には、申請者宛ての領収証（購入者が受領したものの写し）、又は銀行振込み等で領収証の無いものについては、銀行発行の振込証明書（写し）（銀行の受付印のある振込金受取書、もしくは電子取引の取引完了画面の写し等）等が該当する。

なお、支払証憑を補完する書類として次のものが必要となる場合がある。

- ・支払証憑の記載金額が、電気自動車等、充電設備又はV2H本体の支払額が分かる内訳明細表。
- ・申請者が代金の支払いのためクレジット契約等を利用した場合は、販売会社からクレジット会社等に宛てた領収証の写し。当該領収証には、補助対象者名と当該車両代金の支払い分であることが明記されていること。または販売店と補助対象者で締結された今後全額支払いすることが明記されている契約書等。

補助金交付申請書

沖縄県知事 殿

申請日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

下記により離島・過疎地域におけるEV導入推進事業補助金の交付を受けたいので、沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号)第3条第1項及び離島・過疎地域におけるEV導入推進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、申請します。

1. 補助対象者に関する事項

(1)申請者 ※該当するものにチェック	☐ 個人	☐ 個人事業主	☐ 法人
(2)住所	〒 - 住所		
(3)氏名又は名称	氏名(法人等の場合は名称) (ふりがな)		
(4)連絡先	電話番号	(- -)	
(5)(法人の場合)	役職名		
代表者名			
法人番号 ※国税庁指定の13桁の番号			
担当者氏名	所属	担当者氏名	

2. 車両に関する事項

(1) 車両の種類 ※該当するものにチェック	☐ 電気自動車	☐ プラグインハイブリッド自動車	
	メーカー	車名	型式(自動車検査証に記載のもの)
(2)初度登録年月日	令和 年 月 日		
(3)使用本拠の位置			
(4)車両本体価格(税抜)		円	※付属品、メーカーオプションは含まない。値引きがある場合は、値引後の額を記載
(5)申請額		円	

3. 充電設備及びV2Hに関する事項

(2/2)

(1)充電設備及びV2H設置の有無	☐	あり	☐	なし	※ありを選択した場合は、(2)以降の項目を記載すること。			
(2)充電設備及びV2Hの種類	☐	充電設備	☐	V2H				
	メーカー			型式				
(3)設置場所	〒	-		住所				
(4)設置(予定)年月日	令和		年		月		日	
(5)充電設備及びV2H本体価格(税抜)						円		
(6)申請額						円		

4. 申請手続き代行に関する事項

補助金交付申請において申請手続きの代行を行う場合はありにチェックし、会社名等を記入、手続きの代行がない場合は、なしにチェック	☐	あり	☐	なし	※ありを選択した場合は、以下の項目を記載すること。
	①住所	〒	-		
	②会社名				
	③連絡先	担当者名			
電話番号		(- -)			

5. 申請要件の確認

私(補助対象者)は、離島・過疎地域におけるEV導入推進事業補助金交付要綱の内容を了解し、当補助金交付申請書等の提出書類一式について責任をもち、下記誓約内容の項目①～⑦を確認	
☐	内容確認し、了承しました。

<申請に関する誓約内容>

①私は、申請車両、充電設備またはV2Hを処分等制限期間内に処分等する場合、知事の承認を受け、指示された補助金額を返納します。

②私は、交付要綱第3条に規定する申請要件にすべて該当します。

③私は、申請車両の利用状況に関するデータ(利用頻度、走行距離等)を求められた場合は了承します。

④私は、申請書の記載内容が誤っていた場合、その誤内容を県(委託業者を含む)が修正することを了承します。

⑤私は、補助金申請に伴い知事に提出した書類が、理由を問わず返却されないことを了承します。

⑥私は、交付申請、実績報告及び変更届出等の申請内容や添付した書類等について、真正な書類等であり、虚偽の内容は含まれていないことを表明し、保証します。

⑦私は、車両販売店、又は知事が認めた手続代者に手続きを依頼する場合、手続代行者が申請の不備を解消できず補助金交付に至らないときは、私と手続代行者間で調整を行います。なお、私は知事に対して直接不服を申し立てることはしません。

第2号様式（第7条関係）

沖縄県指令環第

号

申請者住所

氏名又は名称

あて

年 月 日付け 第 号で申請があった離島・過疎地域におけるEV導入推進事業補助金については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）第4条第1項及び離島・過疎地域におけるEV導入推進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

沖縄県知事

印

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第 号をもって申請があった離島・過疎地域におけるEV導入推進事業補助金交付申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。

2. 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

(1) 電気自動車等

補助対象経費

円

補助金の額

円

(2) 充電設備又はV2H

補助対象経費

円

補助金の額

円

ただし、交付申請の内容が変更された場合における補助対象経費又は補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

3. 交付条件

(1) 交付決定者は、交付申請の内容を全部又は一部の承継、中止又は廃止しようとするときには速やかに知事の承認を受けなければならない。

(2) 充電設備又はV2Hに係る交付決定を受けたものは、申請に係る機器又は設備を導入後1か月以内又は交付決定があった年度の3月15日のうちいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

離島・過疎地域におけるEV導入推進事業
補助金交付申請取下届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
離島・過疎地域におけるEV導入推進事業補助金について、沖縄県補助金等の交付に関する
規則（昭和47年沖縄県規則第102号）第7条第1項及び離島・過疎地域におけるEV導入推
進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、同補助金の交付申請を取り下げます。

記

- 1. 補助金の額
- 2. 申請年月日
- 3. 交付の決定内容又は交付の決定に付された条件
- 4. 取り下げる理由

連絡先	(担当者)	(電 話)	(e-mail)
-----	-------	-------	----------

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

離島・過疎地域におけるEV導入推進事業
補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
離島・過疎地域におけるEV導入推進事業補助金について、離島・過疎地域におけるEV導
入推進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、申請します。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後

2 変更を必要とする理由

(注) 1. 既に交付決定を受けた補助金額の変更を伴う場合は、その旨も併せて記載すること。
2. 交付申請に添付した書類のうち、変更のあるものは、変更後の書類を添付すること。

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

離島・過疎地域におけるEV導入推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
離島・過疎地域におけるEV導入推進事業補助金に係る（充電設備・V2H）の設置を完了した
ので、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）第12条及び
離島・過疎地域におけるEV導入推進事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記の
とおり報告します。

1 充電設備・V2Hの使用者氏名及び住所 （法人名及び代表者氏名）	氏名又は名称： 住所：〒
2 設置場所住所	
3 充電設備・V2Hの所有者氏名及び住所 （法人名及び代表者氏名） ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：〒
4 充電設備/V2Hの機種	名称又は型式：
5 設置完了日	年 月 日
6 補助対象経費（本体等価格）	円
7 補助金実績報告額（千円未満切り捨て）	円

【添付書類】

- (1) 補助金交付決定通知書（第2号様式）の写し
- (2) 充電設備又はV2H代金及び設置工事代金の支払証憑（注）の写し
- (3) 充電設備又はV2Hのメーカーが発行する保証書等又はメーカーが認めた第三者が発行する保証書等の写し（保証書には、保証期間・型式が記載されていること。）
- (4) 工事要部写真（施工後において、遠景・近景各1枚以上）
- (5) その他必要に応じて知事が定めるもの

第6号様式（第11条関係）

沖縄県達環第

号

申請者住所

氏名又は名称

あて

年 月 日付け沖縄県指令環第 号で補助金の交付を決定した離島・過疎地域におけるEV導入推進事業補助金については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）第13条及び離島・過疎地域におけるEV導入推進事業補助金交付要綱（第11条第1項・第11条第2項）の規定により適正と認め、指令額どおり 円に確定します。

年 月 日

沖縄県知事

印

第7号様式（第12条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
氏名又は名称

離島・過疎地域におけるEV導入推進事業補助金支払請求書

離島・過疎地域におけるEV導入推進事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1	補助対象	☐ 電気自動車等 ☐ 充電設備・V2H	
2	補助金額	金 円	
		上記金額の内訳 電気自動車等 充電設備・V2H	円 円
3	受取人 （口座名義）	フリガナ	
		住所	(〒)
		フリガナ	
		氏名	
4	振込先金融機関 及び支店名	銀行 信用金庫 支店 その他（ ）	
5	預金種別	当座預金	普通預金
6	口座番号		

(注) 補助対象については、該当箇所にチェックをいれること。

【添付資料】・振込先銀行口座の銀行名、支店名、口座名義人、口座番号が分かる書類（預金通帳の写し）
・補助金交付額確定通知書（第6号様式）の写し

連絡先	(担当名)	(電 話)	(e-mail)
-----	-------	-------	----------

第8号様式（第13条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 氏 名

財産処分等承認申請書

離島・過疎地域におけるEV導入推進事業補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、離島・過疎地域におけるEV導入推進事業補助金交付要綱（第13条第3項・第13条第4項）の規定に基づき、申請します。

記

1. 処分しようとする財産の明細
2. 処分の内容
3. 処分しようとする理由
4. その他必要な書類

連絡先	(担当)	(電 話)	(e-mail)
送付先 住 所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、本人確認のための書類の写しを添付すること。

第9号様式（別表5 関係）

申請日： 年 月 日

沖縄県知事 殿

【リース事業者】

【住 所】〒 _____ _____
【名 称】 _____
【代表者名】 _____

【使用者（賃借者）】

【住 所】〒 _____ _____
【氏名/名称】 _____

離島・過疎地域におけるEV導入推進事業補助金
貸与料金の算定根拠明細

今回リース契約を行った（車両、充電設備、V2H）のリース料金等の算定根拠は
下記のとおりです。

1 車両又は設備・リース期間・補助金相当額

メーカー・型式		
リース期間（月数）		ヵ月
補助金申請予定額		円

2 リース料金（税抜） （単位：円）

	補助金無しの場合	補助金有りの場合	差額
リース料金総額			
月額リース料金			

第10号様式（別表第5関係、法人が当該車両のリースを受ける者である場合）

リース契約車両の管理・使用に係る
リース事業者、借受人（法人）、借受人の社員等による確認書

甲（リース事業者）と
乙（リース車両借受人）
乙の社員である丙（ ）は、以下の事項に関して確認した。

甲と乙が締結した下記リース契約の車両は、丙が車両の管理責任者となり業務に使用するものであり、自動車保管場所証明書の「使用の本拠の位置」を丙の住所とするとともに、自動車検査証の「使用者」を丙とする登録をしたものである。

甲、乙及び丙は、当該車両が補助金交付を受けた場合は、善良な管理者の注意をもってその車両を管理し、使用する義務を負う。

年 月 日

リース契約内容

契約日 年 月 日

契約車両

- ・ 初度登録日 年 月 日
- ・ 車両名
- ・ 自動車登録番号又は車両番号

甲 住 所
会社名
役 職
氏 名

乙 住 所
会社名
役 職
氏 名

丙 住 所
会社名
役 職
氏 名

第11号様式（別表第5関係、法人による申請の場合）

車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書

甲（補助対象者）と甲の社員である乙（ ）は、以下の事項に関して確認した。

甲が購入した下記車両は、乙が車両の管理責任者となり業務に使用するものであり、自動車保管場所証明書の「使用の本拠の位置」を乙の住所とするとともに、自動車検査証の「使用者」を乙とする登録をしたものである。

甲と乙は、当該車両が補助金交付を受けた場合は、善良な管理者の注意をもってその車両を管理し、使用する義務を負う。

年 月 日

購入車両

- ・ 初度登録日 年 月 日
- ・ 車両名
- ・ 自動車登録番号又は車両番号

甲 住 所
会社名
役 職
氏 名

乙 住 所
会社名
役 職
氏 名

第12号様式（別表第 5 関係）

在 職 証 明 書

氏名	フリガナ
生年月日	年 月 日
現住所	〒
入社年月日	年 月 日
所属部署	
役職	

上記の者は、当社に勤務する社員であることを証明します。

年 月 日

所 在 地
名 称
代表者名
電話番号